

2022年11月8日

株式会社 property technologies

代表取締役社長 濱中 雄大

問合せ先：コーポレート本部 TEL: 03-5308-5050

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の最大化を目指すには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。まず、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しております。また、会社の意思決定機関である取締役会の機能充実、監査役による取締役の業務執行に対する監視機能の充実、業務遂行上の不正を防止する内部統制機能の充実を図ることにも注力しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
濱中 雄大	3,054,000	82.23
J-GIA1号投資事業有限責任組合	630,151	16.97
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	30,000	0.81

支配株主（親会社を除く）名	1名
---------------	----

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	11月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行う場合には、一般の取引条件と同等の適切な条件とすることを基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引理由およびその必要性、また、取引内容および条件の妥当性等について、当社取締役会において十分に審議したうえで、取締役会決議をもって意思決定し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
仲山 欽也	他の会社の出身者												○
清水 千弘	大学教授											○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、eおよびfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仲山 欽也	○	該当項目はありません。	仲山氏は、金融行政や金融機関での経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与していただけると判断し、社外取締役として選任しております。 なお、同氏と当社の間には人的関係、資金的関係又は取引などの特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがない

			と判断し、独立役員に指定しております。
清水 千弘	○	<p>清水千弘氏は、麗澤大学の学長補佐であり、当社は教育・研究に要する経費として、麗澤大学へ寄付をしておりますが、その額は昨年度 2021 年度に 9 百万円（同大学における同年度の寄付収入総額 234 百万円）であり、当社の寄付額は寄付収入総額と比較して僅少であり、同氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、同氏の独立性に問題はないと考えています。</p>	<p>清水氏は、長年にわたり産学両方で指数理論、不動産テック、不動産市場等の研究に携わり豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営全般に助言を頂戴することにより、経営強化に寄与いただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。</p> <p>また、同氏は一橋大学ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター教授であり、当社は同センター清水教授研究室のメンバーと当社研究開発に関するディスカッション等を行っておりますが、当社独自で行っている研究開発に対して助言を得ているものであり、同氏と当社の間には直接の利害関係はありません。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>a.内部監査部門と監査役(会)の連携状況</p> <p>内部監査規程第 11 条において、監査役および会計監査人等とは監査情報を交換し随時連絡・調整して、監査の効率的な実施に努める旨が定められております。当社では常勤監査役と内部監査室は、原則として1か月に1回の定例会議に加え、必要に応じて連携のための機会を設けている他、内部監査終了時には監査役会への報告を行っております。</p> <p>b.内部監査部門と会計監査人の連携状況</p> <p>内部監査室は主に会計に関する事項および財務報告に係る内部統制に関する事項について、概ね3ヶ月ごとに会計監査人との意見交換の場を設け、会計監査人の見解を聴取するとともに必要に応じて意見を申し述べ、緊密な連携を図っております。</p> <p>c.監査役（会）と会計監査人の連携状況</p> <p>監査役は、四半期ごとに会計監査人との意見交換の場を設け、会計に関する事項はもちろん幅広く諸事項について会計監査人の意見を聴取するとともに必要に応じて意見の調整を図り、緊密な連携関係の構築に努めております。</p> <p>d.三者合同ミーティング</p> <p>定期的に「三者ミーティング」を開催し、監査状況等について共有し、合理的な情報交換と意思の疎通を図っております。</p> <p>上記のとおり、三者は必要の都度適時に情報交換ができ、共有すべき情報や統一すべき見解は遅滞なく構築できる連携関係が保持されております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
松尾 光剛	米国公認会計士														○
梶原 洋海	公認内部監査人														○
西田 弥代	弁護士														○

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 光剛	○	該当項目はありません。	松尾氏は、事業会社における経営企画の業務経験および監査業務を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査役として公正かつ客観的な立場で助言を頂戴できるものと判断し、監査役に選任しております。 なお、同氏と当社の間には人的関係、資金的関係又は取引などの特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
梶原 洋海	○	該当項目はありません。	同氏は、山一証券グループ海外各社役員をはじめ各社での豊富な監査経験と幅広い見識を有し、当社監査役として公正かつ

			<p>客観的な立場で助言を頂戴できるものと判断し、監査役に選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
西田 弥代	○	該当項目はありません。	<p>同氏は、会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、弁護士としての専門的知識・経験等を活かし、当社の監査体制の強化に寄与していただけるものと判断し、監査役に選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	5名以内
--------	------

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の将来に向けて業績向上に関する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の将来に向けて業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、社内取締役、従業員および子会社の従業員を対象にストックオプションを付与しております。また、公正かつ厳格な監査による企業価値向上への意欲を一層高めることを目的として、社外監査役を対象にストックオプションを付与しております。付与数に関しましては、過去の業績貢献度及び将来への期待を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬等については年額3億円以内、監査役の報酬等については年額1億円以内と決議されております。

また、2022年2月28日開催の臨時取締役会において、取締役の個人別の具体的な報酬額について決議しており、今後も取締役の任期である1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬や当社従業員給与の水準との比較を総合的に勘案して株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で取締役会にて決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役へのサポートはコーポレート本部にて行なっております。コーポレート本部より年間の株主総会・取締役会スケジュールや各月の開催日時等連絡をはじめ、会議資料等を原則として事前に配布しており、また、重要議案等については必要に応じて事前説明もしております。また、監査役会のスケジュール連絡等のサポートも行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

(1)取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、原則として毎月1回定期的に取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等、迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としております。また、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年としております。

なお、当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

(構成員)

議長：代表取締役 濱中雄大

構成員：専務取締役 岩尾英志、取締役 杉浦潤一、取締役 田井昇、取締役 水野治、
取締役 松岡耕平、社外取締役 仲山欽也、社外取締役 清水千弘

(2)監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は3名(常勤監査役2名、非常勤監査役1名)の社外監査役で構成され、監査役会の決議によって監査役の中から議長を定めます。経営方針決定の経過及び職務執行の状況をするために、全ての監査役が取締役会に出席し、取締役等から事業の報告を受けております。また、取締役会以外の重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧や会計監査人からの報告や聴取等を通じて取締役の職務執行の監査を行い、監査役会において監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時で開催しております。また、監査役監査は年度計画に基づいて行われ、取締役会等の重要な会議への出席、実地監査を行うほか、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査担当者及び会計監査人と積極的な連携、意見交換を行い、全般的な監査を実施しております。

なお、当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

(構成員)

議長：常勤社外監査役 松尾光剛

構成員：常勤社外監査役 梶原洋海、社外監査役 西田弥代

(3) 会計監査人

当社は、会計監査人として三優監査法人を選任しており、関係法令に則り公正な会計監査を受けております。

(4) 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室長1名の同室員2名（1名はコーポレート本部兼任）を擁する内部監査室が、内部監査規程及び内部監査計画に基づいて、当社グループの業務活動全般に対して、経営方針、社内規程及びコンプライアンスの遵守状況等、当社グループの業務活動が適正に行われているかについて定期的に監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。また、内部監査の結果について監査役及び会計監査人と定期的に意見交換に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。

(5) コンプライアンス委員会、リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス管理規程及びリスク管理規程に基づく取締役会直轄の機関としてコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。いずれの委員会も代表取締役社長を委員長とし、取締役・監査役・本部長・部長・内部監査室およびコーポレート本部管理担当次長にて構成されています。両委員会は、3か月に1回以上の頻度で同時開催しており、重要な法務的問題およびコンプライアンスに関する事項についての協議および検討、また、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有を行っております。

(6) 経営会議

当社では、重要施策の進捗管理と情報共有を目的として経営会議を設置しております。代表取締役社長を議長とし、常勤取締役を主な構成員として、会議の議案に応じて各部門からメンバーを招集します。同会議は原則として毎月1回、子会社の株式会社ホームネットと共同にて定期的に開催しておりますが、必要がある場合には随時開催することとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営の透明性と機動的な意思決定に対応できる経営管理体制の維持を図るため、監査役会を設置しております。

また、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を設置するほか、日常的に業務を監査する役割として内部監査人の設置や、法務的問題やリスクに対応するためのコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の設置、重要施策等に関する適切な情報共有のための経営会議を設置しております。

これらの各機関が相互に連携することで、当社の経営の健全性・効率性を確保・維持することができるものと判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会の実施時期は2月であるため、他社の株主総会と重複することは少ないものと考えておりますが、集中日を避けた開催となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成のうえ、当社ウェブサイトのIR情報ページへの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	代表取締役によるアナリスト・機関投資家向けの説明会の開催を検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし

IR 資料をホームページ掲載	当社のウェブサイトの IR 情報ページに、決算情報及び適時開示資料を掲載する予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社会に対する基本的な責任を自覚し、コンプライアンスの遵守を徹底することで社会から信頼される体制づくりを継続することが重要であると考えております。また、株主、顧客、取引先をはじめとする様々なステークホルダーから高い評価を得るために、適時開示規程、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアル等の社内規程・マニュアルに則り、業務執行の公平性、透明性、効率性の確保に努めてまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項として認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	様々なステークホルダーから信頼と共感をより一層高めるために、企業の透明性を重視し、当社 WEB サイトや決算説明会等において、積極的な情報提供に努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を定め、取締役や従業員の職務の執行が適切に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制づくりに努めております。「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりであり、当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

(a) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業としての社会的責任を果たすため、取締役および使用人が法令、定款および企業倫理を遵守した職務執行を行うよう、行動規範を定めます。
- ・ 代表取締役が全取締役および使用人に企業行動規範の精神を繰返し伝え、これにより法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底します。
- ・ 当社取締役会は定款および取締役会規程に基づき運営し、代表取締役社長は定款、取締役会規程および取締役会決議に従い職務をおこないます。また、当社取締役会が取締役の職務執行状況を監督するため、取締役は、当社グループの業務状況を取締役会規程および関係会社管理規程に基づ

き当社取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監督します。

- ・取締役の職務執行状況は、監査役監査基準および監査計画等に基づき監査役の監査を受けます。
- ・監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することについて厳正な監査をおこないません。
- ・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を有さず、不当な要求は拒絶し、毅然とした対応を保持します。
- ・重要な法務的問題およびコンプライアンスに関する事項については、定期的にコンプライアンス委員会を開催して協議するとともに、社外の顧問弁護士とも適宜協議し指導を受けます。
- ・法令遵守の観点から、法令等に反する行為を早期に発見し是正するため、弁護士を窓口とする内部通報制度を構築のうえ取締役および使用人に周知徹底し、内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保しています。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、法令および文書管理規程等に基づき、文書または電磁的記録の方法により、効果的な活用をはかり、適切に保存および管理をおこないます。また、個人情報管理規程および文書管理規程等に基づき、個人情報・機密情報等の漏洩やその目的外利用を防止します。

(c)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき必要に応じて当社および子会社においてリスク管理委員会を設置し、様々なリスクを一元的に俯瞰し、当社グループのリスクを洗い出し、リスクを予防し、またリスクが発生した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限に食い止め、再発を防止し、企業価値の保全をはかります。

(d)当社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ・コーポレート・ガバナンスの理念に基づき、取締役会規程等の経営基本事項に係る規程、組織・業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の業務組織および意思決定ルールを定める社内規程の運用により、適正かつ効率的に当社グループの取締役の職務が執行できる体制を確保します。
- ・毎月1回以上、当社グループ各社の取締役会を開催し(取締役会非設置会社を除く)、重要な経営事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等をおこないます。

(e)当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は関係会社管理規程を定め、子会社から定期的に業務執行に関する報告を受けるとともに、定期的な監査を実施できる体制を整備します。また、当社の取締役、使用人が子会社の取締役を兼務すること等により、相談・報告を適時・適切に行える体制を整備します。

- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務執行について、当社への適時・適切な報告を求めるとともに、関係会社管理規程に定めた重要事項については、重要度に応じて当社取締役会や経営企画部への報告を要求し、また

- 当社取締役会での審議をおこないます。
- ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき、子会社の管理、組織、権限等を定めるとともに、必要に応じて当社経営企画部と連携して業務執行をおこないます。
 - ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社内部監査室が子会社を含めた業務および財産の状況の監査をおこない、各子会社の業務執行の適法性及び適正性を確保します。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・現状では、補助使用人を置かず監査役が職務を適正に遂行しておりますが、今後の業容拡大等により状況が変化し監査役より補助使用人の設置を要請された場合には、監査役を補助する使用人として、適切な人員を選任します。
- (g) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役は補助者の業務に対して不当な制約はおこなわないこととしています。
- (h) 当社の取締役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、各取締役会(取締役会非設置会社を除く)において随時その担当する業務の執行状況の報告をおこないます。
 - ・当社の取締役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役の求めに応じて当社、ならびに子会社の業務状況を報告します。
 - ・当社の取締役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法定事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社監査役に報告します。
 - ・当社の内部監査室は、内部監査の実施結果について、当社監査役に随時報告します。当社監査役は、必要に応じて当社代表取締役社長に対し、追加監査の実施および業務改善策の策定等を求めます。
 - ・当社監査役は、当社取締役会のほか、重要な意思決定過程および業務状況を把握するため、必要に応じて当社または子会社の重要な会議に出席し、また必要に応じ意見を述べます。
 - ・当社監査役は、当社または子会社の稟議書その他業務執行に係る重要文書を閲覧し、必要に応じて当社または子会社の取締役または使用人に対してその説明を求めます。
- (i) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制・当社監査役への報告をおこなった当社取締役および使用人、ならびに子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをおこなわないことを周知徹底しています。
- (j) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、

当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(k) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ・代表取締役社長をはじめ全取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識しており、監査にかかる環境整備に努めます。また、監査役は、関連法令の改正動向等も注視し、監査役監査基準の充実や実効的な監査活動の向上をはかります。
- ・監査役は、代表取締役社長等と随時会合を持ち、経営方針を確認するとともに、監査上の重要課題および内部統制等について意見交換をおこないます。監査結果については、代表取締役社長への報告のほか取締役会等でも必要な説明をおこない、適切な対応を求めます。
- ・監査役は、効率的に実効性ある監査を遂行するため、監査法人および内部監査室と緊密な連携をはかります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(a) 反社会的勢力に対する基本方針

当社グループは、社会的責任ある企業、企業集団として、暴力団を始めとする反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定めるとともに、この基本方針を実現するための体制を構築します。

- ・反社会的勢力との取引を一切行いません。
- ・反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
- ・反社会的勢力の排除に関し、平素より公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築してまいります。
- ・期せずして反社会的勢力との取引が判明した場合は、取引の解消に向けた適切な処置を速やかに講じます。
- ・反社会的勢力への資金提供は一切行いません。
- ・反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

(b) 反社会的勢力排除に向けた体制整備状況

・対応統括部署の設置状況

対応統括部署をコーポレート本部としております。

・外部の専門機関との連携状況

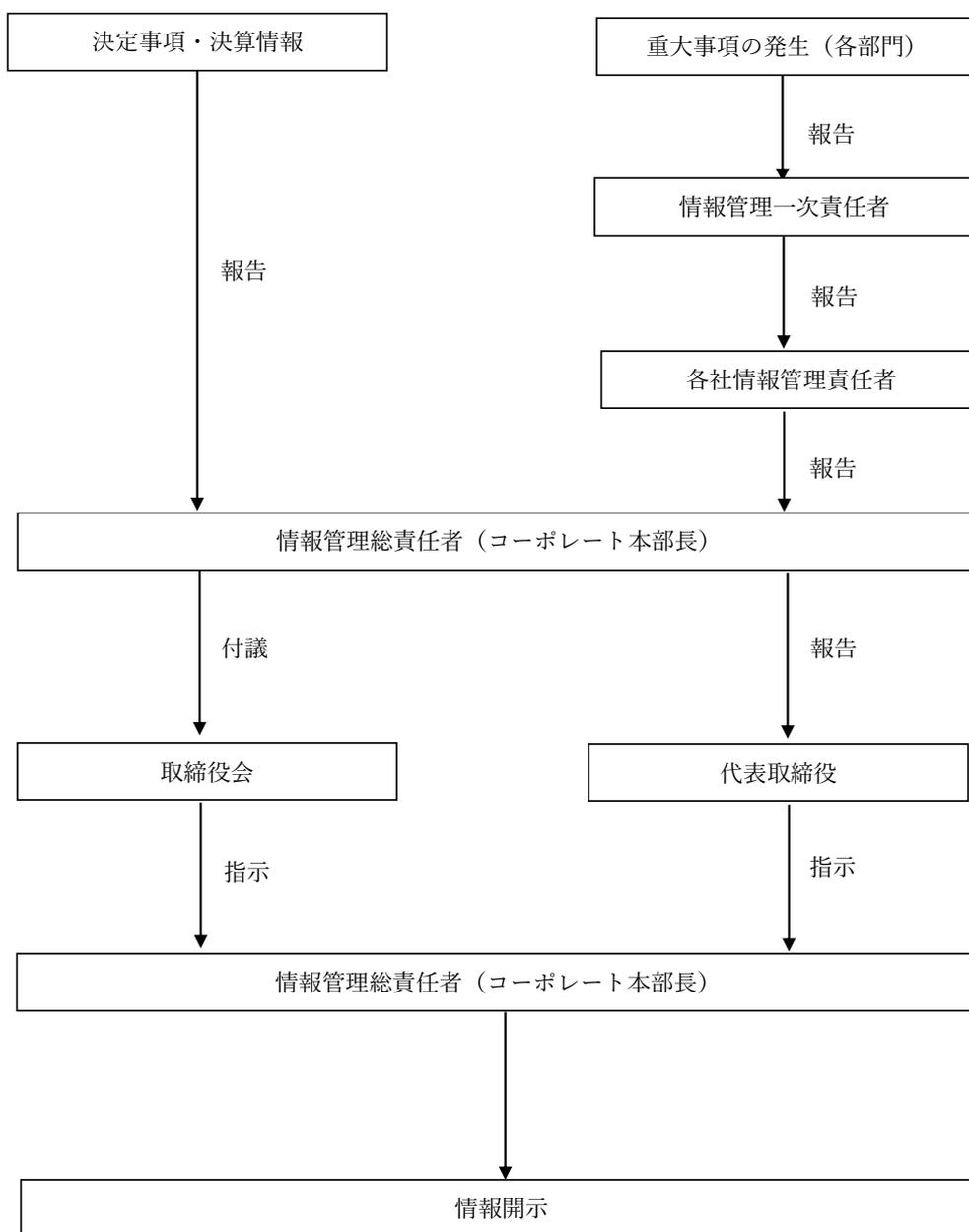
株式会社日本経済新聞社が提供する「日経テレコン」等による調査ならびに管轄警察との連携および外部専門機関である公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し、連携等の取り組みを行っております。

・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管轄警察および公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターからの情報の収集等の取り組みを行っております。

・規程・細則の整備状況

【適時開示体制の概要（模式図）】



以上